

男女共同参画委員会 報告書

令和8年1月19日

全国都道府県議会議長会 男女共同参画委員会

目 次

○本報告書は、男女共同参画委員会の提言を策定するに当たり、各委員から出された意見を取りまとめたものです。

・男女共同参画委員会 提言	2
・提言に関する各委員の意見・取組事例等	3
1 各議会が取り組むべき事項（9項目）	
(1) 女性・若者が立候補しやすい方策	3
(2) 女性・若手議員が働きやすい議会とする方策	6
(3) 2つのテーマ共通	7
2 国への要請・制度改正など議長会が取り組むべき事項（7項目）	
(1) 女性・若者が立候補しやすい方策	14
(2) 女性・若手議員が働きやすい議会とする方策	15
(3) 2つのテーマ共通	17
・その他の意見	23

男女共同参画委員会 提言

～誰もが参画し、活躍できる議会を目指して～

1 各議会が取り組むべき事項（9項目）

- (1) 女性・若者が立候補しやすい方策
 - 提言1 議員の役割を実践的に学ぶ主権者教育の推進
 - 提言2 議会・議員の活動の見える化
- (2) 女性・若手議員が働きやすい議会とする方策
 - 提言3 日本社会にある性別に関する意識改革
- (3) 2つのテーマ共通
 - 提言4 女性議員や若手議員等のネットワークづくり（情報・意見交換、研修の場）
 - 提言5 政党や議会・超党派の会派による政治塾や勉強会の開催
 - 提言6 ハラスメント対策
 - 提言7 出産や子育て、介護等を行う議員をサポートする体制の整備
 - 提言8 議会の働き方改革等の推進
 - 提言9 女性議員の役職就任割合の向上

2 国への要請・制度改正など議長会が取り組むべき事項（7項目）

- (1) 女性・若者が立候補しやすい方策
 - 提言10 立候補に伴う休暇制度及び議員との副業・兼業、立候補に伴う費用への対応
- (2) 女性・若手議員が働きやすい議会とする方策
 - 提言11 議員が有権者からの負託に応えるための環境整備
- (3) 2つのテーマ共通
 - 提言12 標準都道府県議会会議規則の出産による欠席規定について産前6週間を8週間に改正
 - 提言13 厚生年金への地方議会議員の加入など議員の処遇改善
 - 提言14 選挙制度の見直しなど議員を取り巻く環境の整備
 - 提言15 インターネット上の誹謗中傷やハラスメントへの対策
 - 提言16 提言の議員への周知及び各議会における検討と改善への働きかけ

提言に関する各委員の意見・取組事例等

1. 各議会が取り組むべき事項

(1) 女性・若者が立候補しやすい方策

提言1 議員の役割を実践的に学ぶ主権者教育の推進

議員が学校に出向く出前講座などは、選挙管理委員会等とも連携しながら、対象を大学生にも広げ、より実践的な内容に改善する。議員事務所等における相応の期間のインターンシップなどの実施により、若者に議員の役割ややりがいを実践的に学ぶ機会を提供し、政治参画への意識を高め、議員という職業を通じて地域課題解決への関わりなど社会貢献ができるということを実感できる機会を設けるよう取り組む。

委員の意見

<第1回委員会>

○出前講座など主権者教育について、政治参画の意識を高める観点から、若者が立候補を想定できるよう、投票だけでなく議員の役割を実践的に学ぶ機会を提供する。議員のやりがいや自分の時間を調整しやすく働きやすいというプラスの側面も伝えながら、一過性ではない議会におけるインターンシップなど、高校生や大学生が地域の課題解決の検討を通じて、社会を変えることを実感できる取組とすべきである。

提言に関する各委員の意見・取組事例等

委員の意見

<第2回委員会>

○県内の私立大学と政策協定を結び、毎年5日間ほどインターンシップ生を受け入れているが、大学の授業の一環として行われ、議会事務局を中心に各会派に学生を割り振る形式であるため、議員個人の日常生活や活動に深く関わる機会が少ない。現在の形式も、学生が政治や県庁の仕事に関心を持つ窓口としては十分に意義があるとしつつも、より深い学びを提供するためには、大学の長期休暇などを利用して、希望する学生を受け入れるインターンシップ制度を議会として設けるべきである。

○毎年実施している高校生県議会について、今年は、高校生の質問作成の段階から議員が学校に出向いて研修する形式を導入したことにより、高校生はよりリアルな議会を体験でき、非常に手応えがあった。主権者教育は、対象を大学生に広げることを含め、議員が積極的に関与することが重要である。

○これまで議会で行っていった主権者教育を発展させ、初めて選挙管理委員会と合同で高校での出前講座を生徒たちが主体となるワークショップ形式で実施した。生徒たちは「クラスで30万円の予算をどう使うか」という具体的なテーマで政策を議論し、グループ代表が選挙さながらに演説を行った後、実際の選挙で使われる投票箱と投票用紙を使って模擬投票を実施し、当選者は当選の弁まで行うという非常に実践的な内容であった。この取組は、生徒たちの積極的な参加を引き出し、「行政の役割」「選挙の意義」「地方議員の仕事」など多岐にわたる学びにつながる「一石三鳥」の効果があった。議会と選挙管理委員会が連携し、一連の流れとして実施したことで、生徒の興味・関心をより引き出すことができた。

○過去に20人を超える学生と議員が一堂に会する「マッチングの場」を設けて、学生が話を聞きながらインターン先を選ぶような取組を実施してきた。ただ、インターンシップの期間が2ヶ月程度では短く、夏休みや春休みは、学生にとってクラブ活動などもあり、実質的な活動期間はさらに短くなる。もう少し長ければ、議員側も余裕を持って学生に学んでもらえると思っている。

○長年行ってきた高校生向けの主権者教育や模擬議会の高校生議会に加え、今年度は、新たに県立大学のゼミの協力を得て、議長、副議長、常任委員長らが車座形式で大学生との意見交換会を実施した。学生たちが新聞を読まず、SNSでも政治に関する情報にはほとんど触れないという、若者の政治離れの現実を目の当たりにし、議会の情報発信や広報活動にさらなる工夫が必要だと痛感した一方で、対話を通じて学生の政治への関心が高まり、中には「将来、県議会議員になってみたい」という声も上がるなど、手応えも感じた。今後は、議員の仕事を見てもらうといった、インターンシップのようなより実践的な政治教育に繋げていきたい。これは、議会・議員活動の見える化にも貢献する。

○主権者教育は、自治体によって取組に差がある。数が多く手が回らない小中学校は市町村、高校や大学は県議会が担当するなど、役割分担により進めることで、より効果的に教育を広げられるのではないかと。

提言に関する各委員の意見・取組事例等

1. 各議会が取り組むべき事項

(1) 女性・若者が立候補しやすい方策

提言2 議会・議員の活動の見える化

分かりやすい広報やウェブサイト、SNSなどの情報発信により議会活動を可視化し、議案の概要や審議プロセス、条例においては施行後の住民生活への影響なども含め、住民に分かりやすく周知することは、開かれた議会につながる。

また、女性を含め議員が議会で活躍する様子や議員の日頃の活動及び実績が見える化し、地域が抱える問題に議員がどのように向き合い、解決に努めているかなど、議員活動の具体像を伝え、女性を含め住民が自分も議員になれると思える環境づくりを実施する。

委員の意見

<第1回委員会>

○女性・若者が立候補しやすく、女性・若者議員が働きやすい議会の実現には、議会活動を可視化し、住民に分かりやすく周知することが重要であり、開かれた議会につながる。

○一般の方々が議員の日頃の活動内容を十分に知らないことが、若者や女性の立候補の障壁になっている。議員の活動を「見える化」することが重要。議員の仕事内容や実績を明確に示し、若者や女性と意見交換することで、彼らが抱える問題に議員がどのように向き合い、解決に努めているかを示すべき。本県の政党では政治塾を立ち上げているが、日頃からのコミュニケーションを通じて政治への興味を持ってもらうことが重要である。

○女性が「自分も議員になれる」と政治を身近に感じるきっかけづくりが大切である。

提言に関する各委員の意見・取組事例等

1. 各議会が取り組むべき事項

(2) 女性・若手議員が働きやすい議会とする方策

提言3 日本社会にある性別に関する意識改革

女性の社会進出が進む一方で、女性議員が少ない現状は、アンコンシャスバイアス（無意識の思い込み）が社会に根差しているため、まず議員自身がこの偏見に気づき、社会全体の意識改革につなげるため、研修の実施や知事部局との連携による広報啓発を実施するよう取り組む。

委員の意見

<第1回委員会>

○女性の社会進出が進む一方で、家庭内の家事育児負担が依然として女性に偏っている現状を改善するため、社会全体の意識改革を促す必要がある。

○多様な人材が輝く議会を目指すためには女性議員の数が少ない現状がある。根底にはアンコンシャスバイアス（無意識の思い込み）があり、日本の社会が持つ性別に関する偏見を打破する必要がある。そのためには、まず議員が無意識の思い込みに気づくための学習機会が重要である。

提言に関する各委員の意見・取組事例等

1. 各議会が取り組むべき事項 (3) 2つのテーマ共通

提言4 女性議員や若手議員等のネットワークづくり（情報・意見交換、研修の場）

多様な人材が活躍できる議会を目指すため、情報・意見交換や研修の場となる超党派や自治体を越えた女性議員や若手議員等のネットワークを各地域のほか全国的にも構築し、議員同士の連携や連帯を強め、議員による推進力のある協力体制を築くことが重要である。

また、各地で展開される女性議員ネットワーク活動を全国的に広げるため、他のネットワークとの連携や議員を目指す女性や若手男性議員にも対象を広げた取組を実施する。

委員の意見

<第1回委員会>

○女性議員や若者の交流会、ネットワークづくりなど、情報・意見交換、研修の場の設定を求める声の本議会内の女性や若手の議員からあった。

○女性議員同士の連携や連帯を強く求めている議員は多いので、地方自治体や所属団体を越えた女性議員ネットワークの構築が必要である。

○初当選時に議員活動のノウハウがなく苦労した経験から、女性議員の活動ノウハウを共有するため、女性議員同士の連携や勉強会が非常に重要である。本県議会でも超党派の勉強会を実施したが、議会の中での団結力にもつながる。

○女性や若者など、多様な人材が活躍できる議会を目指す取組として、多様な人材活躍のためのシンポジウムを開催した。

○超党派で活動してきた女性議員ネットワークを正式な組織として発足させた。知事に予算化を含めた政策提言も行った。継続的な活動が重要である。

○市町村議会の女性議員が孤立しないように、超党派の女性議員ネットワークを形成し、互いに連携していくことが重要である。

○女性議員だけでなく若い世代もネットワークに入れると、さらに協力体制が築けるのではないか。若手議員も含めた連携体制を整えるべき。

提言に関する各委員の意見・取組事例等

委員の意見

<第2回委員会>

○県議会議員が主体となり、市町村議会の女性議員も巻き込み、年1回の集まりやLINEによる情報交換を行っており、問題意識の共有や連帯感を醸成する重要な機会となっている。ネットワークの目的として、1人会派などで孤立しがちな市町村の女性議員を支えることもあり、勉強会に集まると、「議会で自分の主張が通らない」といった悩みが共有され、「みんながそう思うなら自信を持って議会で主張しよう」と互いに勇気づけ合う場になっている。

○全国都道府県議会議長会が主催する「議員研究交流大会」について、現状の幅広い年齢層が参加する形式に加え、45歳以下の若年層対象など参加者を限定したイベントを設けることで、参加者同士の交流が深まり、議論も活発化する。議長会として検討してもらいたい。

<参考>

全国都道府県議会議長会では、2025年8月26日に本会初となる女性議員研究交流大会を開催。

【基調講演】 野田聖子衆議院議員

【各界で活躍する女性による鼎談】

テーマ「これまでのキャリア形成、指導的地位に占める女性の割合増加に向けて」

登壇者 工藤 禎子 (一般社団法人)日本経済団体連合会ダイバーシティ推進委員会企画部会長・三井住友銀行 代表取締役兼副頭取執行役員

岡田 恵子 内閣府男女共同参画局長

谷口 尚子 慶應義塾大学法学部政治学科教授



女性議員研究交流大会の様様

提言に関する各委員の意見・取組事例等

1. 各議会が取り組むべき事項

(3) 2つのテーマ共通

提言5 政党や議会・超党派の会派による政治塾や勉強会の開催

政治塾や勉強会については、議員を目指す女性や女性議員など対象の違いや目的に応じ、行政と連携するもの、政党が行うべきもの、議会や超党派によるもの等に整理し、女性の政治参画の促進や女性議員の更なる能力向上など、成果が上がるよう効果的に取り組む。

委員の意見

<第1回委員会>

○議員を目指す女性を対象に、各政党が政治大学院や勉強会を開催し、SNS対応なども含めて政治への理解を深めてもらうことが大事である。

○立候補を考えている方々へのアプローチは、政党の役割が大きい。

○政党単位で勉強会を開くことが効果的である。

○政党による取組は大事だが、政党色が出ると違う意見が聞きにくくなるので、議会として地元の大学と連携し、政治サークルがない地方大学でも学生が政治に関心を持つ機会を提供すべきである。

○党派を問わず、フラットな形で女性と政治参画に関する企画や勉強会を行うことで、新たな候補者が出てくる可能性がある。

提言に関する各委員の意見・取組事例等

委員の意見

<第2回委員会>

○県の男女共同参画基本計画に基づき、政策方針決定過程への女性の参画が少ないという課題認識から男女共同参画センターが女性限定の政治参画に関する講座を実施したが、30名ほどの参加者の中から2名の市議会議員が誕生した。この要因は、特定の政党色がない行政主催の事業であったため、政治に関心はあるものの政党には抵抗を感じる一般の女性たちが気軽に参加でき、生活課題を政治につなげる視点を学ぶことができたことだ。参加した6名の県議会議員も多様な党派で構成され、バランスの取れた議論ができた。

○自分が関わった女性議員の勉強会は、行政主導ではなく、超党派の女性議員たちが自主的に集まって始まったものであり、講師を招いて勉強会を行ったり、女性に取り組むべき政策テーマを議論して一般質問に繋げたり、自分たちの手で行ってきた。男性議員から「なぜ他党の議員も含めて女性ばかりで集まるのか」という批判的な声が出る中では行政が積極的に関与しにくいという背景もあったが、だからこそ、「私たちがやろう」と立ち上がった。自分たち自身でできることはもっと多いので、主体的にアクションを起こしていくべきだ。

○党女性局の勉強会が非常に有益であるので、これに倣い、党の女性県議会議員が女性市町村議員を集め、勉強会を初めて開催したところ大変好評であった。3年前から参加している「全国都道府県女性議員の会」は有志の集まりで、議員が事務局を担い、開催地の議員が中心となって勉強会を企画しているが、勉強会のテーマは農業や産業など多岐にわたるため非常に勉強になる。

○本県では、参加者の段階によってサポートの主体が分かれている。まず、政治への関心を持ってもらう入口では、県の男女共同参画センターがワークショップなどを企画し、幅広い層にアプローチしている。次に、政治への関心が高まり、より具体的に活動したいと考えた人々の受け皿として、各政党が主催する政治学校や党青年局・女性部などが機能している。さらに、当選後の議員を支える仕組みとして、市町村議員も含む超党派の連絡協議会が20年以上の歴史を持って活動しており、議員同士の仲間づくりや情報交換の場となっている。このように、対象者に応じて、行政、政党、議員ネットワークがそれぞれ異なる役割を担い、階層に分かれてサポートする体制がある。

提言に関する各委員の意見・取組事例等

1. 各議会が取り組むべき事項

(3) 2つのテーマ共通

提言6 ハラスメント対策

議会がハラスメントのない安全な場所であるためには、議員一人一人のハラスメント根絶に向けた姿勢と専門相談窓口の設置など相談体制の整備が一層求められており、立候補への障壁を取り除くことにもつながる。

「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」によるハラスメント防止のための研修や相談体制整備の義務化を踏まえ、各議会は相談体制の整備等に取り組む。また、議長会は、先進事例の横展開を積極的に行う。

委員の意見

<第1回委員会>

○議会がハラスメントのない安全な場所であるために、ハラスメント専門相談窓口の設置など、相談体制の仕組みの整備と議員一人一人によるハラスメント根絶に向けた姿勢が必要である。立候補への障壁を取り除くことにもつながる。

○県・市・町全体で女性議員ネットワークを通じてハラスメント防止規定を含めた取組を進めたい。

提言に関する各委員の意見・取組事例等

1. 各議会が取り組むべき事項 (3) 2つのテーマ共通

提言7 出産や子育て、介護等を行う議員をサポートする体制の整備

女性の政治参画や議員活動と子育て、介護等を両立できる環境整備のため、各議会は、議事堂内での託児室や授乳スペースの設置、オンライン会議などハード面の整備だけでなく、出産による欠席規定の産前期間の拡大等、制度面の拡充への取組を推進する。また、議長会は、各議会のサポート体制整備状況を調査し、全国に横展開する。

委員の意見

<第1回委員会>

- 議員になってからの出産・子育て経験から、議事堂内での子育てスペース設置などハード面の整備だけでなく、産後休暇の拡大や育児休業など制度面の拡充が必要である。
- 議員活動と子育てを両立できる環境整備が必要。育児中の議員を支援するため、託児室や授乳スペースの設置、オンラインによる会議参加の活用などの充実が重要である（一時預かり託児施設を紹介）。
- 育児休業の制度の周知や休業制度の実効性の確保、託児サービスの充実など、議員が利用しやすい環境整備が必要である。
- 介護と子育てが重なった自身の経験から、介護支援の充実が必要ではないか。特に、介護が必要な家族がいる場合の支援。子育てについては、既存の施設を活用した庁内保育所の設置などが必要である。
- 本県議会では、会議規則の欠席について産前6週間を都道府県職員と同等の8週間に変更した。標準会議規則も同様に改正することを提案したい。

提言に関する各委員の意見・取組事例等

1. 各議会が取り組むべき事項 (3) 2つのテーマ共通

提言8 議会の働き方改革等の推進

議員活動と育児や介護等を両立できるよう、定時終了など会議時間の見直し等を検討し、実施に向け取り組む。議長会は、議会での議論や対応が広がるよう、先進事例を横展開し、議会への周知に努める。

委員の意見

<第1回委員会>

○議員活動と育児や介護を両立できるよう、定時終了など会議時間を見直す。

提言9 女性議員の役職就任割合の向上

女性が活躍できる議会の環境づくりのため、議会や政党は、女性議員の役職登用を促進し、積極的に情報を発信する。議長会は、女性議員の役職就任割合の状況について推移を調査し、各議会に情報共有を行い、検討を促す。

委員の意見

<第1回委員会>

○女性の役職登用はとても少ない。女性が議会や各政党で役職を持ち、発言できる立場を増やすことで、活躍できる環境づくりが進む。

提言に関する各委員の意見・取組事例等

2 国への要請・制度改正など議長会が取り組むべき事項

(1) 女性・若者が立候補しやすい方策

提言10 立候補に伴う休暇制度及び議員との副業・兼業、立候補に伴う費用への対応

企業等が、立候補に伴う休暇制度を設け、議員との副業・兼業を可能とすることは、多様な人材が地方議会に参画できる一つの解決策になる。若者や女性が政治に関心があっても、家族の理解や、選挙費用などの資金面が、立候補の大きな障壁になっている。

議長会は、全国の先進的な取組事例を踏まえ、引き続き、各議会に要請し、各議会から地域の経済団体への働きかけに取り組む。

委員の意見

<第1回委員会>

○県内4経済団体に要請した。今年度、正副議長が4経済団体を集め、議論、意見交換を行う予定である。

○会社員と市議会議員を兼務している事例がある。副業・兼業が地方議会議員の働き方の一つの解決策になるのではないか。

○若者や女性が政治に関心があっても、家族の理解や選挙費用などの資金面が立候補の大きな障壁になっているので、その部分をどのようにカバーしていくか。

委員の意見

<第3回委員会>

○議員の副業・兼業には賛成するが、政治の公平性を保つため、公共事業の割合が高い企業は対象としないを加えるべきでないか。地方自治法上、議員は、地方公共団体と請負を行う法人等の取締役等でなければ、一般の社員との兼業は可能である。議員の副業・兼業には大賛成であるが、一般の社員だったとしても、例えば議長や所管委員会委員長等の要職に就任すると、様々な情報に触れることも多く、県民から見て公平性が保たれているのか懸念がある。公共事業の割合の高い法人にまであえて議会側から副業・兼業を促す必要があるのか疑問があり、問題提起させていただいた。そうした意識を本委員会で確認するべきと考えている。

○一般世間でどう見られているかの視点から、議員の副業・兼業については、しっかりと表現した方がよい。

○各業界をよく知る議員からの意見などを踏まえ、行政や議会がしっかり中立性、公平性を保ち、それぞれの地域の県民からの信頼を得ることが重要である。

○全国議長会の提言で、地方自治法上の制限にさらに厳しい制限をかけることは馴染まないのではないか。公共事業に係る法人等への意識は、議員誰もが持っているもので、まず地方自治法に定められることが大前提だと思う。

提言に関する各委員の意見・取組事例等

2 国への要請・制度改正など議長会が取り組むべき事項 (2) 女性・若手議員が働きやすい議会とする方策

提言11 議員が有権者からの負託に応えるための環境整備

議員が有権者からの負託に応えるためには、出産や病気など会議規則上やむを得ない事情で本会議に出席できなくても、議案等に意思を表明できる仕組みが必要である。

議長会は引き続き、国に対し、オンラインによる本会議への出席などを要請し、議員が責任を果たせる環境整備を推進する。

委員の意見

<第1回委員会>

○議員の特別休暇について、単に理由を明文化するだけでなく、「どんな理由で休んでも議員としての仕事がしっかりできる、有権者からの負託を行使できる」という担保を設けることで、本当の意味で休みやすい制度となる。オンライン本会議もなぜ必要なのかの意義付けが明確でない。議会は議決により地方公共団体の重要な意思を決定することや議員は住民の負託を受けて誠実に職務を行うことが自治法で明文化されたので、これを実装することでやむを得ず欠席する際にも気兼ねすることなく、働きやすい環境をつくることができる。

委員の意見

<第2回委員会>

○議員が出産や病気など、どんな理由で休んでも、有権者の負託に応えられるような環境整備が必要である。その手段として、本会議のオンライン化もあるが、設備投資に必要な時間もかかるため、これだけに限らず、欠席議員が議案に対する賛否を届出できる何らかの手続きを整備することが重要であり、議員の負託を担保するための必要な法律や規則の改正が求められる。

○本県議会でも本会議のオンライン出席などが議論となったが、総務省の見解としては、議員本人の自由な意思表示を疑義のない形で行うためには、議員が議場で行う必要があるとのことであり、紙による議案賛否の提出は難しいのではないかと。

提言に関する各委員の意見・取組事例等

委員の意見

<第3回委員会>

○議員が有権者からの負託に応えるための環境整備については、オンライン本会議に限定されないことを問題提起として共有させていただきたい。

一つは、総務省が地方自治法第113条の「出席」を「現に議場にいること」と解釈していることである。本会議の議事は、地方自治法第116条1項により「出席議員の過半数」で議決される。第113条で出席を「現場にいること」に限定し、議事も現場にいる議員だけで議決するという二段階の構造になっており、検討の余地があるのではないか。

もう一つは、総務省は、「書面による意思表示が本人の自由な意思か疑義が生じる」と解釈していることである。日本の行政手続きは、これまで書面を基本としている。例えば、憲法の請願権ですら書面提出が求められている。

あえて、オンライン本会議に限定しなかった背景として、様々な検討の余地があることを踏まえて申し上げた。御理解いただきたい。

提言に関する各委員の意見・取組事例等

2 国への要請・制度改正など議長会が取り組むべき事項 (3) 2つのテーマ共通

提言12 標準都道府県議会会議規則の出産による欠席規定について産前6週間を8週間に改正

議員を志す方や議員活動と子育てを両立する議員の議会環境を整備するため、標準都道府県議会会議規則の出産による欠席規定について、産前6週間を8週間に改正する。

委員の意見

<第1回委員会>

○本県議会では、会議規則の欠席について産前6週間を都道府県職員と同等の8週間に変更した。標準会議規則も同様に改正することを提案したい。

委員の意見

<第3回委員会>

○都道府県職員に合わせた改正となっているが、なぜ8週間に延ばすのかしっかりと理由を明記した方が皆様に理解していただきやすいと考える。出産による欠席規定は、議会改革として取り組まれ、全国の地方議会に浸透されてきているが、改正の理由付けをしっかりと行うことで、各議会にも関心を持って進めていただけると考える。

○提案者として申し上げる。議員という職業柄、多忙を極める中での出産・育児は、心身ともかなりの負担を強いる。委員からも議員になってからの出産、育児は、精神的にも肉体的にも辛かったとの発言があった。議員に限らず、昨今は、高齢出産や不妊治療など、早産や多胎出産など母体への負担が大きい出産も増えており、医学的にも産前の母体への配慮が求められる。また、議会が積極的に制度改正に取り組むことで、民間企業など社会への啓発にもつながると考える。こうした趣旨から提案させていただいた。

提言に関する各委員の意見・取組事例等

2 国への要請・制度改正など議長会が取り組むべき事項 (3) 2つのテーマ共通

提言13 厚生年金への地方議会議員の加入など議員の処遇改善

現状の地方議会議員の処遇は、若者、子育て世代、働く女性の立候補を阻む障壁になっているため、厚生年金への加入による保障の安定化、政務活動費の使途及び議員報酬の見直しなど、議員を取り巻く処遇の改善が必要である。

議長会は、厚生年金への地方議会議員の加入を実現するため引き続き国に要請するとともに、各議会は、各議会の実情や必要性に応じ、政務活動費の使途及び議員報酬の見直しについて検討する。

委員の意見

<第1回委員会>

○厚生年金への加入、政務活動費の拡充など、地方議員を取り巻く環境整備が必要である。

○年金など議員の保障の安定化も考慮すべきだ。

○議員報酬の見直しなど待遇面の改善が必要。特に市町村議会における議員報酬の低さが若者や子育て世代、働く女性の立候補を阻む障壁になっている。生活安定のため専業で活動できる水準が望ましい。

委員の意見

<第2回委員会>

○議員の処遇改善について、本県議会では、長い間、議員報酬が上がっていない。全国では、議員報酬を上げている都道府県もある中、他の自治体の状況を意見交換しながら、議員の処遇改善に取り組むことも大事である。

○人口減少を踏まえ、議員報酬を減らしてでも議員定数を確保する議論があった。議員報酬の議論は、県の所得水準から引上げには慎重な意見があるほか、議員定数の問題と密接に絡んでいるなど、各県の事情も異なるので、県全体の負担を考慮しながら広く考えていく必要がある。

○議員報酬の見直しは、自治体の特別職等報酬審議会で検討されるが、定期的には開催されないため、例えば、数年に一度、各都道府県の経済動向などから議員報酬を評価し、外部委員会や検討会のような第三者機関を設け、機関からの提言や勧告に基づいて各議会在議員報酬の改定を検討する客観的な仕組みが必要ではないか。

提言に関する各委員の意見・取組事例等

2 国への要請・制度改正など議長会が取り組むべき事項 (3) 2つのテーマ共通

提言14 選挙制度の見直しなど議員を取り巻く環境の整備

1人区や無投票選挙区の多さが議席の固定化を招き、多様な人材の参画を阻害しているため、選挙区の弾力的な運用などの制度改正が求められる。

議長会は、地方議会議員を取り巻く環境を整備するため、都道府県議会議員の選挙区設定について、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるよう国に対して引き続き要請を行う。

委員の意見

<第1回委員会>

○公職選挙法の見直しなど、地方議員を取り巻く環境整備が必要である。

○賛否両論があるが、投票権だけでなく、政策提言・決定に直接関わるための被選挙権年齢引き下げの議論を深めていくべき。

○1人区や無投票選挙区の多さが議席の固定化を招き、多様な人材の参画を阻害しているので、選挙区の弾力的な運用などの制度改正が求められる。

委員の意見

<第2回委員会>

○女性議員を増やすための具体的な方策として、「クオータ制」や「パリテ制度」の研究を国に要請すべきである。

○国への要請事項として、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」は、2018年に議員立法で成立したが、女性議員が期待通りに増えていないことについて検証を求めたい。

○視察した台湾・高雄市では、クオータ制により女性議員比率が3分の1から半分に達しており、議会が非常に明るく、女性参画の意義を感じた。国会でも検討していると思うが、他国の事例を地方議会で共有し、国に訴えかけていくべきである。

委員の意見

<第3回委員会>

○提言には、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」に基づき、男女の比率が同一になるよう選挙制度の見直しを行うよう要請することを加えるべきと考える。

提言に関する各委員の意見・取組事例等

2 国への要請・制度改正など議長会が取り組むべき事 (3) 2つのテーマ共通

提言15 インターネット上の誹謗中傷やハラスメントへの対策

インターネット上の誹謗中傷やハラスメントが政治家を悩ませ、立候補を諦めさせている現状を改善するため、社会全体の問題として包括的対策が必要である。

若者の政治参画の促進と議員や家族、議員活動の保護の観点から、議長会は、国に対し、迅速な対応を可能とする法整備などの対策を講じるとともに、インターネット上の誹謗中傷やハラスメント防止の周知啓発をメディアと連携して進めるよう要請を行う。

委員の意見

<第1回委員会>

○立候補したいという意欲があっても、誹謗中傷への恐れから出馬を諦める人がいる現状がある。特に、インターネット上での匿名による誹謗中傷は、候補者本人だけでなく家族や子どもにも影響を与え、若い世代の政治参画への大きな障壁になっている。国として世の中全体が変わらないと若い世代は議員になりたいと思わない。

○ハラスメント問題は、ハラスメントをする側がその行為を自覚していないケースが多い。民間企業ではハラスメント対策が進んでいる一方で、有権者との関わりの中で発生するハラスメントの解消には世論しかなく、国、マスメディアが一体となって広報すべきである。

委員の意見

<第2回委員会>

○SNSにおける誹謗中傷の問題は、議員に限らず、最近では民間人にも被害が広がっているため、社会全体の問題として、国が早急により強化された対策を講じるよう、議長会として強く要望すべきである。

○インターネット上の誹謗中傷問題について、知人がある政党から公認候補として立候補を決意したものの、その情報が公になった途端、顔写真や名前がネット上で拡散され、激しい誹謗中傷に晒された。誹謗中傷は本人に留まらず、家族にまで及んだため、最終的に立候補を断念せざるを得ず、有望な人材が失われ非常に残念であった。国には、将来の議員のなり手を守るためにも、議員を守る体制を強化し、加害者を罰する、誹謗中傷した人物の名前がすべて分かるなど、迅速な対応を可能にする法整備を早急に行うよう提言すべきである。

○兵庫県議会議員に関わる事件もあり、同じ県議会議員として本当に重く受けとめている。インターネット上でのハラスメント対策は喫緊の課題である。全国の議会共通の問題として、議長会として国に強く対策を求めるべきである。

提言に関する各委員の意見・取組事例等

2 国への要請・制度改正など議長会が取り組むべき事 (3) 2つのテーマ共通

提言16 提言の議員への周知及び各議会における検討と改善への働きかけ

議長会の「多様な人材が輝く議会のための17の提言」や本委員会の提言は、各議会で実現できれば大きな変化が生まれる。

提言の実効性を高めるため、議長会は、各議会に周知を徹底し、自らの取組状況の確認を働きかけるとともに、主権者教育など全国の先進的な取組事例の情報収集と共有を図り、各議会における検証と改善を促す。

委員の意見

<第1回委員会>

○地方議会全体において、提言した内容が実際にどれだけ実行されているのか議長会が調査・追跡し、成果を広げていく必要がある。

委員の意見

<第2回委員会>

○「多様な人材が輝く議会のための懇談会」でまとめられた「17の提言」は、これを実現できればかなりの変化が生まれる。いかにこの実効性を高めていくかがすごく大事である。これが各議会で議員に共有されているのかも課題である。正副議長や議会事務局だけが分かっているだけでもだめで、実際に取り組むのは議員である。例えば、提言の実効性を高めるため、各議会の議会運営委員会が視察調査の議会改革のテーマとして、「17の提言」の内容の調査や報告を積極的に取り入れてはどうか。先進事例を学ぶ機会として進めていただきたい。

○「多様な人材が輝く議会のための懇談会」の「17の提言」について、提言の実効性を高めるための具体的なツールとして、各議会がどこまで実現できているかを自己評価できるチェックリストを作成して各議会に提供してはどうか。各議会が取り組むべき事項を客観的に把握することで、取組を進めやすくなるのではないか。

提言に関する各委員の意見・取組事例等

委員の意見

<第2回委員会>

○全国の都道府県には多くの先進事例があるはずなので、全国都道府県議会議長会には、主権者教育や議会の見える化に関する先進事例を収集し、各議会に情報発信してほしい。

○全国都道府県議会議長会が作成した漫画「葬送のフリーレン」を活用したリーフレットについて、現場で本当に使いやすかったかどうか検証していただきたい。関心を集める効果はあると思うが、その実効性を評価し、改善に繋げてもらいたい。

○女性議員のネットワーク活動を、全国都道府県議会議長会が中心となるか、各都道府県で実施するかは議論の余地があるが、毎年定例で開催するよう希望する。女性議員が自信を持ち、新たな女性の立候補者を増やすため、女性議員の声を聞きながら取り組んでほしい。

委員の意見

<第3回委員会>

○本委員会でもとめられたこの素晴らしい提言について、全く知らない議員がいれば残念なことである。まず、各都道府県議会の議長が、自らの議会で提言を説明する機会を設けることがスタートではないか。

その他の意見

委員の意見

<第1回委員会>

○女性議員が議員活動と家庭生活を両立している事例をストーリー形式で紹介し、女性の政治参加を身近に感じてもらうことが必要である。

○SNSの活用が選挙活動に大きな影響を与える。議員の具体的な仕事内容や実績を「見える化」するツールを作り、写真や動画を通じて瞬間的に有権者に発信してもらいたい。子どもたちへの主権者教育である出張授業の経験から、議会と知事、住民の関係性を具体的に教え、議員の仕事が社会を動かす上で重要であることを認知してもらうことも重要である。

委員の意見

<第2回委員会>

○女性総理が誕生したことで、社会における女性議員への注目度が格段に高まり、女性というだけで注目される時代は終わった。これからは、女性議員もその活動内容や政策で評価される時代であり、もはや「ロールモデルが必要」という段階ではない。地方議員もこの新しい環境に適応し、活動の質を問われるという意識で熱心に取り組んでいくべきである。